

淀川水系流域委員会 第24回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員

日 時：平成 15 年 7 月 18 日 (金) 13 : 30 ~ 16 : 25

場 所：大津プリンスホテル 2 階

コンベンションホール「淡海 5」

庶務 (三菱総合研究所 新田)

長らくお待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 24 回琵琶湖部会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つかの確認とお願いをさせていただきます。まず、配付資料の確認です。皆さまのお手元の方にあります座席表と、「発言にあたってのお願い」、水色のシートです。「議事次第」、資料 1「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)」、各部会の状況等をまとめた資料です。

資料 2 - 1「前回部会以降の琵琶湖部会検討班の状況」です。これはそれぞれ、ダム検討班、水位検討班、連携検討班に分かれて、意見募集や議論をされていますので、その経緯についてお示ししたものです。資料 2 - 2「検討班の状況報告」です。この資料が本日のメインの資料となりますが、それぞれの検討班の検討状況、論点等をまとめた資料です。資料 2 - 3「説明資料 (第 2 稿) 等の琵琶湖部会に関連する分についての論点、意見等」です。これは、各検討班等に寄せられました意見を取りまとめたものです。それから、資料 3「7 月～9 月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。

参考資料 1、「委員および一般からのご意見」です。それから、参考資料 2「テーマ別部会の状況報告」です。こちらは、第 23 回の委員会が 7 月 12 日に開催されていますが、テーマ別部会の中間とりまとめ、ないしは状況報告ということで提出された資料を参考としておつけしております。後ほどの議論の参考として見て頂ければと思います。

以上が配付資料ですが、委員の席には、6 月 20 日に出されました説明資料の第 2 稿ということで、7 月 18 日版と書いてありますが、縦書きのシートです。こちらの方は、琵琶湖部会に関連する部分の実施事業には黄色いラインを、検討の事業には青色のラインを引いてある資料です。

それから、もう 1 点、第 2 稿に関わる具体的な整備内容シートについてということで、分厚い整備内容資料のシートを委員の皆さまの方にはおつけしております。こちらの方は、印刷の関係で一般の方にはまだ配付できていませんが、受付の方に閲覧用を置いてあります。あわせてご覧頂ければと思います。

それから、委員の皆さまの机の上には、過去の提言や現状説明資料等のファイルを置かせて頂いています。また、これまでに寄せられました、水位に関する委員からの意見、各部会に関連する部分の論点、意見等の冊子も、あわせて 2 人に 1 つの割合で机の上に置かせて頂いています。参考までにご覧頂ければと思います。また、両サイドに議事録を置いてありますので、ご覧頂ければと思います。

資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、一般意見の報告に移らせて頂きたいと思います。7 月 12 日の委員会以降、今回の部会までに頂きました意見について、ご報告をさせていただきます。

参考資料 1 をご覧頂きたいと思います。7 月 12 日以降、一般の方から 2 件の意見をお寄せ頂いています。1 件は、脱ダム後の水利事業に対する私見についてということ、もう 1 件は、淀川水系の河川整備計画についての質問とお願いということで、2 件ほど寄せられ

ています。時間の関係で、詳細については説明を省かせて頂きますが、議論の参考としてご覧頂ければと思います。

発言にあたってのお願いです。本日は、一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。委員の方々の審議中は、一般傍聴の方の発言は遠慮頂いておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。ご発言の際には、この水色の「発言にあたってのお願い」をよくご覧頂きまして、簡潔にご発表いただきますようよろしくお願いいたします。

また、いつものように、委員の方々、河川管理者の方々、一般傍聴の方々も含めまして、議事録を作成する関係で、発言の際には必ずマイクを通してお名前をちょうだいするということで、よろしくお願いいたします。携帯電話等につきましては、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くよう、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

川那部部会長

それでは始めさせていただきます。

まずは資料1について、庶務から、「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」について説明をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料1説明]

川那部部会長

7月12日に委員会があり、殆ど全てそれまでに済んでおりますので、特にないかと思いますが、各テーマ別部会に出てらっしゃる方等で、追加のある方はおられますか。なければ、先に進みたいと思います。

それでは、説明資料(第2稿)及び具体的整備内容シート(第2稿)に関する意見交換に移りたいと思います。

琵琶湖部会は、作業部会の全体のリーダーを中村委員にお願いいたしまして、その後、中村委員が中心になり、西野委員、寺川委員、嘉田委員に、水位、ダム、連携という3つの検討班をつくって頂いて、検討会等を開きながら、或いはメール等々を交換しながらやってまいりました。資料2-2を中心に、資料2-1、2-3等を使って各副班長から現在までの状況をお話し頂きたいと思います。

途中で出なければならぬ方もありますので、連携班、水位班、ダム班という順番でお願いしたいと思います。10分程、各副班長に説明して頂いて、少し議論をして、とやっていきたいです。

連携班の方からお願いいたします。

嘉田委員

連携班の検討経過ですが、資料 2 - 1、2 頁の「3 連携検討班のこれまでの経緯」をご覧ください。前回、6 月 10 日の第 23 回琵琶湖部会で、部会としての意見をとりまとめるために、私どもは連携班ということで、グループをつくらせて頂きました。そして、それぞれに、こういうことをテーマとしてやって欲しいという宿題を出させて頂きました。

一々読み上げませんが、連携班は、水位の問題、或いはダムの問題とありますけれども、それを取り巻く社会的枠組みについての、より中期的、長期的意見を出させて頂くことが目的です。ですから、ある意味で直接技術的なこと以上の問題を取り上げております。

テーマとしては、国土交通省内部の河川担当以外の他部局、水資源局、都市計画局等との連携、国の他省庁や滋賀県の琵琶湖関連部局、或いは農林水産行政等の連携があります。また、直轄以外の事業との整合性の担保、代替的な社会・水システムの考え方、代替的と今考えている水政策に対して、別にどういう考え方があるのかということです。5 つ目が幅広い社会・文化的視野を取り込んだ検討課題の整理、これも少し長期的な、ある意味で長い、のんきと言われるような文脈かもしれませんが、河川整備計画そのものが 30 年、或いは 40 年という大変長期的な影響があるものですから、この辺りまで議論をしようということで意見を募集いたしました。

その結果が資料 2 - 2 と 2 - 3 です。資料 2 - 2 はエッセンスだけを取り出してあります。具体的には資料 2 - 3 にあるのですが、今からは資料 2 - 2 を使ってご説明をさせていただきます。

資料 2 - 2 の 9 頁ですが、連携班では、大きく 5 つのテーマで枠組みをつくっております。1 つは滋賀県との連携です。具体的に申しますと、丹生ダムについては、下流部、高時川の治水に関わる基本方針について、県と国の考え方に相違があるかどうか、相違がある場合には、どう違うのかを検討する必要があるということです。既に滋賀県では「淡海の川づくり検討委員会」等が過去 2 年間ほど動いております。こちらも河川法改正後の河川整備計画をつくるという大きな文脈の中での活動ですから、連携は大変重要だと思います。

それから、滋賀県独自に各種の条例等で琵琶湖の対応をしております。1992 年の「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」、今年度の 4 月から施行されております「滋賀県琵琶湖のレジャー利用適正化に関する条例」、さらに、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」、「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」等、主に湖辺部についてです。

河川整備計画に反映すべき水質保全に関する総合的取り組みとして、既に 2000 年に「琵琶湖の総合保全河川整備計画」、いわゆる「マザーレイク計画」もあります。これは、今後 30 年の計画を、水質、水源涵養、自然景観保全という 3 つの枠組みでつくっているものです。大きく分けて、以上が滋賀県との連携についてという枠組みです。

2 つ目は他部局、他省庁との連携についてですが、現在討議になっております水位の問題等では、湖岸の水田等を、遊水池、或いは産卵水田として指定して、補償的支払いを行うことで土地所有者の協力を得る等の政策も検討の余地があるということです。直接具体に入っていますが、これは農林行政の方の「農業の多面的機能」という基本方針と深く関わってまいります。農業基本法そのものも 1990 年代になって変わっております。つまり、

産業的農業から多面的機能を担う農業という流れです。

川那部部会長

済みません。半分以上時間がたっているので、注意してお願いいたします。

嘉田委員

水網全体が行政の縦割りで分断されている状況から、いかに連続性を回復するかということがあります。それから、水面利用について、経済界と行政との間の議論の必要性です

2つ目に、河川環境の保全・再生という積極的な目標に向けて、住民、自治体、他省庁が連携するように働きかける姿勢をどう求めるかということがあります。

3つ目は人材育成、環境学習等ですが、自然体験、環境学習の場としての琵琶湖の利用、特にソフト事業の推進です。舟運では琵琶湖学習船として、子供たちは二十数年間で、32万人ほどが水に親しむ事業をやっておりまして、こういうところとの連携も可能だと思います。河川管理施設操作員等、様々な現場で地域の方が関わっている事業も既にあります。そこにプラスアルファの、今出ております「河川レンジャー」を育成するというようなことが、どう関わってくるか。新住民、子供たち等、地理や社会的事情に詳しくない人たちの防災意識の向上。これが人材育成、環境学習等、3点目です。

4点目は住民との連携です。学校や農林漁業等、既に自治会や学校区、様々な既存の地域社会システムがありますが、そういうところとの連携です。特に、治水・利水・環境を調和させる新たなシステムをどうつくっていくかということがあります。3つ目が、市民、或いは住民との連綴が有効な事項の提示、先進地の事例研究です。4つ目は、主に水害に関わる場所ですが、避難誘導のような人間的な行為に関しては、人間心理や社会心理的な理論等を踏まえた上での計画が必要であり、そのための仕組みとして、経常的に地域の人たちと顔見知りの関係をつくり、地域社会に根差した活動を行うような、「河川レンジャー(仮称)」等が重要ではないかと思います。それから、水利権、治水をめぐる住民同士のコミュニケーション促進です。これも災害に関わりますが、雨期や台風期の除草を実施する作業においては、地元地域社会との連携を図れるように、河川レンジャーがコーディネーターとしての役割を発揮することが期待されるということです。

5つ目の大きな枠、ダムについてですが、ダムの必要性についての厳密な議論を、社会的透明性を高めた舞台で行うということです。ダムによってもたらせると考えられている経済効果へのオルタナティブ(代替案)は何かということですが、これは、「地域振興」との連携や「地域自立支援法」というようなことも関わってまいりますけれども、この辺りは次のダムのところでも議論が出ると思いますが、そのようなテーマが重要であると思います。利水に関してですが、農業用水はどれくらい必要なのか、ダム建設によって増加する農業用水が、どのように浄化されて琵琶湖に戻るのかということです。最後ですが、ダム建設予定地域の人々、可能ならば特に次の世代の人々との議論の場づくりが必要であるということです。

以上、5つの枠組みについて検討してまいりました。

川那部部会長

資料2-3でかなり多くの方がこの点について書いていますけれども、抜けている問題があれば、また意見をお書きになってない方でも、今の嘉田副班長のご説明について、ご意見等々を頂きたいと思います。

連携に関して、よろしくをお願いします。

江頭部会長代理

滋賀県との連携について、皆さまの意見をお伺いしたいことがあります。

前々回の琵琶湖部会でしょうか、川那部部会長から、滋賀県で淡海の川づくり検討委員会というのができているが、ここと琵琶湖部会との合同検討会みたいなものを開いてはどうかというご提案がありました。私が淡海の川づくり検討委員会の委員長をやっている関係上、私と近くの委員の方々や滋賀県の河川管理者と話をしていますが、淡海の川づくりは200名の委員からなっておりまして、どのように検討会を開くかが非常に難しく、検討を重ねてきました。先ほど、嘉田委員や滋賀県の河川管理者とも打ち合わせをいたしまして、先ほど少し話が出ましたが、湖北地区のダム等の問題、治水等の問題も含めまして、地元と、関連する淡海の川づくりの委員で少し議論をしてはどうかという意見が出ました。

これにつきましては、琵琶湖部会と淡海の川づくりと国土交通省、滋賀県で、どのように進めるか、会議の手续やテーマ、やり方を詰めさせて頂いて、検討させて頂くということによろしいでしょうか。

川那部部会長

淡海の川づくり委員会の委員長の江頭委員に私が申したことから、考えて頂いてありがとうございます。是非お願いしたいと私は思いますけれども、委員の方でこの件に関してご意見はありますでしょうか。

嫌とか進めて下さいとか、いろいろなご意見があるかも知れませんが、いかがでしょうか、皆さま、うなずいてはいらっしゃいましたが。

寺川委員

私は前から進めて欲しいと言っています。どういう形になるかは、お互いに意見を出し合って、江頭委員がおっしゃったように、お互いの一致するところ、形で話し合ったら、非常に有意義だと思います。

川那部部会長

他に、よろしいでしょうか。

先ほど皆さまうなずいてらっしゃったので、そのように進めたいと思います。今の江頭委員のお話のように、4者で相談をしていくということによろしいでしょうか。できるだけ早い機会にいろいろなことをと考えています。

嘉田委員

これは個人的な委員としての意見ですが、今、地域社会と委員会との間に理解の溝があるような感じがいたします。ですから、あくまでも私たちは謙虚に、地域で過去30年どういう問題があったのか、ダムの問題が出てきて、それを受け入れるために、地域社会は悩み、苦しんできたわけですから、そういうところを勉強させて頂くという立場で、私は委員として臨みたいと思っております。

川那部部会長

それでは、他に、連携班全体のことについて何かありますでしょうか。

仁連委員

私も連携班に入れて頂いているのですが、宿題を出さずにさぼっている小僧でして、ご迷惑をおかけしています。

今、どのように連携を進めていくかということで、1歩前に進む提案がなされたわけですが、もう少し先のことを考えますと、今連携する枠組みというものができてきていないので、ぎくしゃくしているのだと思います。何故連携する枠組みができないかという、現在の行政システムは、各省庁の権限がぶつからないように分けられており、国と地方との役割分担も明確に分ける、そういう枠組みのもとで動いているので、それを超えて機関間の連携を図るのはなかなか難しいのだと思います。

けれども、今、我々が議論しているような琵琶湖淀川水系の問題を、治水の問題だけ、或いは利水の問題だけ、環境の問題だけではなく、全部含めて一緒に考えていこうという問題の立て方をした時には、これは河川管理の問題ではなく、地域の全てを含んだ総合的な計画をどうしていくかという話だと思えます。しかし、そういうことに関して、進めていく枠組みが存在しないので、これをどう協力し合ってやっていくかというのは、試行錯誤の状況であり、難しい問題だと思えます。

そういう点からすると、水循環基本法のような方向を目指して進まない、現在の枠組みの中だけでは、非常に厳しいと思えます。連携を進めていく場合には、展望を持ちながら進めていったらよいと思えます。水循環基本法をつくるといっても、国のレベルですから国にお任せというのではなくて、この琵琶湖淀川水系の経験から、地に足のついた枠組みをつくっていく、そういう方向へ近づいていけばよいという気がしています。

改めて具体的なことは提出させて頂きたいと思えます。

川那部部会長

仁連委員がおっしゃったような問題も、連携班として考えることが必要だと思えます。特に、昔から上流下流問題等と言われることも含めて、水系全体をどのように考えていくかというのは非常に大きなことで、淀川水系流域委員会そのものも、そういうものとして考えられているわけですから、その辺のことも全部含めた上で、連携班でまた改めて検討

していただきたいと思います。

嘉田委員

1つ追加です。連携班の報告に書かなければいけなかったのですが書き切れてないのです。仁連委員ご指摘の「水循環基本法」とプラスして、「地域自立基本法」のようなものが必要だと思います。今までの税政、或いは地方分権そのものとの関わりで一番大事なものは、財源だと思います。財源をだれがどう配分して、どう使うのかという、税政のバックを持った地域自立基本法のようなものが重要だと思います。これは今の公共事業の枠組みそのもののあり方とも関係してきますし、国土交通省の足元を崩すことにもなるかも知れないので、ここで議論が進むのかわからないのですが、指摘はさせて頂きたいと思います。

川那部部会長

他になければ、次の班の方に移ってよろしいですか。
それでは、水位班、お願いいたします。

西野委員

水位の検討につきましては、全員で集まる機会が殆どありませんでした。資料2-1の経緯をご覧いただきたいのですが、7月上旬までにメールでの意見募集、その後7月9日に琵琶湖部会検討会で意見交換をいたしました。それから、7月15日までにさらに意見募集をして、水位検討班の委員意見と、5月6日の委員会以降の委員意見を参考に論点をまとめ上げたものです。

時間の関係で水位検討班内では十分議論できなかった部分もありますので、細かい項目につきましては完全な合意はとれておりません。ただ、基本的な考え方については、ほぼ合意がとれているとお考え下さい。

資料2-2の4頁をご覧下さい。4頁、5頁に、水位検討班の論点まとめが書かれています。基本的な考え方といたしましては、流域全体に対する視点のもとで考えるべきで、水位についても、水需要や水量、水質等も視野に入れた上で検討する必要があるということです。ダムにつきましては、ダム建設により達成し得る保全効果と、起こり得るマイナスの影響評価について、代替案や費用対効果も含め、慎重かつ十分な検討を行う必要があると思います。琵琶湖の水位につきましては、水位操作規則の見直しや、琵琶湖周辺地域の土地利用の再検討が必要で、そのためには、様々な利害関係者の連携と合意形成の基礎となる、科学的データの収集が不可欠であると思います。また、川と湖本来の水位変動や攪乱は、健全な水循環のもとで行われるべきであり、流域全体の水循環の様相を調査把握した上で、瀬切れ等の解決策を検討することが望まれます。

具体的に、琵琶湖水位、河川水位、水位と水量、水質について、さらに細かく検討しております。

琵琶湖水位につきましては、琵琶湖水位の現状と問題点として、次の6、7、8頁に資料を添付しておりますのでご覧下さい。琵琶湖の平均水位は、ここ2、300年間で1.5m程度

低下していますが、夏期の降雨時に水位が高くなるという基本的な水位の変動パターンは、7頁、8頁をご覧頂きますと、ほぼ同じです。特に8頁をご覧頂きますと、グリーンラインが、1962年から1991年の水位操作規則変更以前の水位変化の平均値です。黒いラインが、それ以降の水位変化です。明らかに、季節変動パターンが変わっていることがわかり頂けると思います。

7頁に戻って頂きますと、明治以降の水位変動パターンは、基本的な年平均水位は違うけれども、季節的な変動パターンは殆ど変わっていないことがわかり頂けると思います。

それをもとにしまして、琵琶湖本来の季節的な水位変動パターンに戻すには、水位操作規則の見直しが不可欠で、そのための試験運用を是非とも行い、合意形成の基礎となる科学的な知見を収集すべきということで、その後ろ3つに、望ましい試験運用及びそれに向けて気をつけて頂きたいことを述べています。

次の頁の5、6はかなり意見の分かれるところですが、著しい渇水が生じている時に取水制限を行うのと同様に、比較的小規模な洪水についても、ある程度の許容を流域住民に理解してもらう工夫があってもよいのではないかとことです。琵琶湖の水位上昇による洪水被害は、急激、壊滅的なものではなく、人命にはさほど影響しないので、補償等で解決できる可能性は十分にあると考えられ、浸水補償等の方策を解決目標として提示してはどうかという意見もありました。その場合、農林行政での水田の多目的機能政策と連携するという、先ほど嘉田委員の方からご意見がありましたけれども、そういう意見も出ておりました。

ダムにつきましては、次の7、8に書かれていますけれども、琵琶湖周辺にある県や農林水産省の既設ダムによる水位確保についても、連携が絡んでくるわけですが、直轄、非直轄エリアとのもとに検討すべきであるという意見がありました。

丹生ダム、大戸川ダムにつきましては、琵琶湖水位の著しい低下はある程度緩和されると期待されるが、それによって、コイ科魚類の産卵環境が改善されることは期待できないというような意見でした。

3番、河川の水位につきましては、瀬切れの問題が議論になっておりまして、瀬切れが生じている根本的な原因を明らかにした上で対策を立てるべきであるということです。それから、琵琶湖に流入する河川というのは、扇状地河川が多いので、そのことが瀬切れの原因になっている場合は、他の方法があるのではないかと考えられます。それから、琵琶湖の流出水が下流の攪乱に与える影響についても考慮するということです。

4番目、水位と水量、水質につきましては、冬期、循環期に、窒素、リン等の富栄養化関連物質が低くなるので、循環期かその後、早い時期に、洗堰の水位操作で琵琶湖水を出した方がよいという意見がありました。以上です。

川那部部会長

同じように皆さまからご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

幾つかについては、意見がまとまっておらず、違いがあるかも知れないということでしたけれども、その辺も含めて何か、委員の方でおっしゃることはありませんか。或いは、

ここに書いてないことについてでも結構です。

三田村委員

私がお願いした文章が間違っていたのか、或いはどこかで逆転したのかわからないのですが、5頁の下の「4.水位と水量、水質」で、全く逆のことが書いてあります。1行目「リン等の富栄養化関連物質は、循環期に高くなる」のです。高くなるという言い方はおかしいですけど、停滞期に低くなるのですね。循環期は上下変わらないので高くなるでも結構です。また、句読点の位置ですが、「可能な限り循環期か、その後できるだけ早い時期」としていただきたいと思います。申し訳ありません。

西野委員

失礼しました。どこかで写し間違えたのだと思います。ただ、結論としては変わらないと理解してよろしいですか。「循環期かその後、」の「点」の意味というのがよくわからないのですが。

三田村委員

要するに、上層の濃度が下層と変わらないということです。即ち年間を通して見ると、停滞期よりも循環期の方が、富栄養化関連物質が高いわけです。その時に、どちらにしても洗堰を通して表層水が流れていくでしょうから、一気に流してしまうと徐々に水質が改善されていくはずであるということです。

西野委員

5頁で、比較的小規模な洪水についてもある程度の許容を理解してもらった方がよいのではないかと、或いは6番の水位上昇による洪水被害ということについても、ある程度許容をしてもらったらよいのではないかと、意見の分かれるところなのですが、複数の意見が出てきたのでここで取り上げさせて頂きました。それについて皆さまの意見をお伺いしたいと思います。

仁連委員

水害防止をどのように考えるかですが、提言では、洪水から壊滅的な打撃を受けることを避けるということがあります。これは治水に対する新しい考え方で、基本的には、水勢、水の勢いをできるだけ抑える工法が必要になると思います。今までやってきたのは、水の勢いを抑えるよりも洪水を河道から出さない、そのために上流でためる、或いは堤防を補強する、かさ上げすることをやってきたと思います。

河道から水を出さないというのは、確率年の低い洪水については、やはり河道から出さない、琵琶湖なら琵琶湖から出さない、あまり確率年は上げずに、低い洪水については従来どおり溢水による浸水被害をなくすことはやらなければならないと思います。

しかし、それ1本ですと、100年に1回、200年に1回のような降雨があった時は大変な

被害をもたらしますので、水勢を抑えるような、洪水の勢いをとめるような工法を他方でやっていかなければならないと思います。

従いまして、琵琶湖の周辺での溢水による被害は、頻繁に起きるようでは困ると思えますけれども、完全になくすることはできない、ある程度受け入れざるを得ないと考えたらよいと思います。確率年をどうするかは、これから議論することだと思います。

嘉田委員

水位操作規則に関しては、下流との行政的協議が大変深く行われてきているので、少なくとも天ヶ瀬ダムとの連携、そして下流との連携もどこかに入れておかなければいけないということも指摘し忘れておりました。それだけです。

江頭部会長代理

琵琶湖の水位に関連しまして、以前、琵琶湖の水位に応じて琵琶湖の中と外でどのようなことが起こるのか見やすいデータをつくって下さいとお願いした記憶があります。どこかにあるのかもしれませんが、河川管理者の方からお答え願いますでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

琵琶湖の周りのこういったところが浸水をするか、もちろん雨によって違うわけですが、どういったところか、どういう可能性があるのかについて具体的に図面でお出ししたいと思っております。他の部会でも同様の話が出ておりますので、またお出しいたします。

江頭部会長代理

よろしく申し上げます。水位班のまとめを読みますと、かなり刺激的なことを書いてありまして、こんなことを書いてよいのかなというような内容もありまして、個人的に検討したいと思って申し上げました。

西野委員

今の江頭委員のお話でお願いしたいのですが、溢水というより、琵琶湖の場合は内水被害ですね。琵琶湖に入ってくる水が琵琶湖からあふれ出るのではなくて、琵琶湖に入っていく水が琵琶湖の水位が高いために溢水するという方が多いと思うので、そのこのところだけ確認させて頂きたいと思います。

江頭部会長代理

今の件に関連しまして、いわゆる浸水被害や洪水被害を考える場合には、琵琶湖の水位が高いと河川側からの水も洪水災害の拡大要因になります。水位が高いと水が流れないということです。その辺も合わせて考えて頂ければと思います。

川那部部会長

他にはありませんか。

それでは、ダムの方へ行ってよろしいですか。ダムの方の報告をお願いいたします。

寺川委員

ダム班ですけれども、資料 2-1 の 1 でダム班のこれまでの経緯が書いてあります。整理を提示する検討テーマ案ということで、まず班のメンバーに、湖中・湖底環境を評価する上での検討課題、現行案とは異なる代替案、代替的考え方、提言に反する記述、事実と反する記述、その他ということで、メーリングリスト等でご意見を出して頂いて、最終的に 7 月 15 日締め切りで意見を出して頂いたものをまとめた形になっております。しかし、実際にはあまりこの間の意見はありません。それ以前に、特にダムについて委員会等で出たご意見、或いはテーマ別部会の意見等を反映させた形になっております。

それでは、まず資料 2-2 の 1 頁、「ダム班」をご覧頂きたいと思います。かなり頁数がありますので、ざっと読ませて頂きます。

1 番、「丹生ダムを中心とするダム計画に対する河川整備計画全般について」ということでまとめております。

「河川整備計画案（第 2 稿 = 以下、計画案）におけるダム計画は、全体として河川法の改正の趣旨とそれに基づく淀川水系流域委員会（以下、委員会）の提言が反映されたものとは言いがたい内容である。すなわち、『河川環境の整備と保全』と『住民意見の反映』という方針が、これからの川づくりの新たな理念として加えられたが、計画案では従前の手法で立案されたといわざるを得ない表記が多く、それに環境と住民参加がつけ足された感がある。」

「ダム計画は、計画・工事中も含めて『原則として建設しない』が提言である。従って、丹生ダムも建設しない方向で見直すべきであり、目的変更してまでダムが有効であるというのは提言に反するものである。」

「琵琶湖総合開発特別措置法と改正河川法の関係が不明瞭である。25 年に及んだ琵琶湖総合開発の大事業がどのような結果をもたらし、新河川法はその教訓を生かしたはずであるが具体的においてなお不十分である。」

「ダム計画は当該地域の連綿と続いてきた歴史の破壊でもある。生活を維持するための仕組みづくりにとりかからねばならない。」

「ダム計画が実施されるにしても中止されるにしても、当該地域社会が今後継続して生活していくための『地域自立支援法』（仮称）、或いは『地域振興支援法』、この辺は先ほど議論の中でも出ておりましたが、等により、社会的、財政的支援措置が必要である。」

「自然、社会、文化的条件を背景として、治水、利水、環境からなら 3 つの条件をいかに満たしながら、流域を含めた諸河川をどのように整備し、どのように管理するのか、もっと強い姿勢で前面に出すべきである。」

「他の所管するダム（地方自治体・企業等）についても、河川整備計画として意見を出すべきである。」

「理念転換を求めた提言の趣旨を踏まえ、計画案を根本的に見直した河川整備計画案を

立てること。」ということです。

具体的なところに入りますが、「2. 検討・判断のプロセスについて」です。

「代替案のプロセスが簡単過ぎて十分検討されたとはいえない。にもかからず、ダム建設が有効との結論を出している。」

「計画案では、十分な科学的検討が行われたかどうか疑問であり、流域全体に関する視点が希薄である。」

「『住民の同意が得られない』としているが、今の段階で言い切れないはずである。時間がかかっても、住民意見を聞いてから結論を出すべきである。」

「費用対効果分析は、ダムの寿命による償却、環境に与える悪い面等が示されていない。公平で客観的な判断ができるような説明が必要である。」

「費用便益分析も必要。」

「治水技術と水需要(地元の利水分、下流利水精査後の水需要量)、さらに環境・利用、住民参加について、テーマ別部会の結論が、この時点ではまだ出ておりませんでしたし、今も最終的な結論は出てないのですが、そういった出てない段階ですので、計画案は、その結論を踏まえてつくらなければならない。」

「3. 丹生ダムの目的・必要性について」です。

まず、「最も重要なダム計画の目的・必要性を簡単に変えるべきではない。」

「ダム計画の目的がころころ変わると住民は不信感を抱く。新しい理念に基づいて、水の再利用等水を大切に使う水政策、水哲学で社会の信頼を得なければならない。」

「利水が主たる目的であった。」これは丹生ダムの建設目的ですが、それはこれにも説明がある分ですね。「その利水の精査確認がまだの段階での目的変更は理解できない。」

「新たな目的は、未調査・未解明で、検討するとしても時間が必要である。」

「『環境・生態系』を保全目的に含める。」

「新目的が将来改めて復活しないように記載するべきである。」

「近年の実力評価により水道水の供給力に余裕がないとしているが、ここにこそ精査確認する意義がある。また、近年の実力評価についても精査しなければならない。」

「4. 琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響と丹生ダムの有効性について」です。これは、新たな目的に入っている分です。

「水位低下と漁獲量の減少の因果関係と、ダムによる改善は実態に即したものか。」

「ダムによる水補給で琵琶湖の水位低下を抑制し、環境改善に役立てるという建設理由は根拠が薄弱である。」

「水位変動は極めて人為的であり、解決はそれをもとに戻せばよく、ダムに頼るのはおかしい。ダム建設以前に人為的操作の見直しが必要である。」

「水位低下の抑制方策が、丹生ダムと大戸川ダムだけで達成できるとは信じられない。」

「5. 姉川・高時川の河川環境の保全・再生と丹生ダムの有効性について」です。

「瀬切れは、自然の振幅の中であり、掘削や引き堤の促進で瀬切れは解決できる。」時間のようなので、後半をがんばって早くいきたいと思います。

「ダムを計画する場合、環境(計画)アセスメントを行う。」

「流砂の連続性が明らかでない。」

「ダムをつくらない場合、ダムに対応した代替案を社会的な状況を踏まえ、出す必要がある。」

「地域社会に根ざした活動を行う「河川レンジャー」の役割が重要となる。」

それから、「6. 姉川・高時川の治水に対する丹生ダムの有効性について」です。

「洪水ポテンシャルは本当に大きいのか。」

「破堤を回避し、洪水を許容する治水計画の策定が必要。」

「破堤の危険箇所も示さず、堤防強化策が検討されていない。」

「7. 今後、調査・検討しなければならない事項について」です。

全部読み上げてよいでしょうか。時間が来ましたので。

川那部部会長

大事なところだけに絞って下さい。

寺川委員

全部大事なのですが、延長するわけにはいきませんので、あとはお読み頂きたいと思います。検討しなければならない事項として、全体的なこと、それから「A. 環境への影響について」、「B. 軽減策について」ということで挙げております。

利水については、丹生ダムの建設目的の中では大きな目的の1つでしたので、早急な水需要の精査確認が出なければ、なかなか結論が出せないで、急いで出して頂きたいということがあります。

「9. 社会的な影響」という最後のところでは、地元からも建設を進めて頂きたいという強い意思が今もあり、また歴史もあるわけですし、そういったところを今後どのように対応していくかも十分考えていく必要があります。また、河川整備計画をつくっていく上で、今回住民意見の反映、住民参加ということが大きな柱になっていますけれども、今回の河川整備計画、ダム建設計画の見直しにあたって、そういったところは不十分な状態であるという辺りを意見としてまとめさせて頂きました。以上です。

川那部部会長

急がせて申し訳ありませんでした。それでは、委員の方、ダム検討班のこの素案についてご議論頂きたいと思います。

村上委員

全体で気になったことを申し上げたいと思います。1つは、5番の姉川・高時川の河川環境の保全等の件で、「瀬切れは自然の振幅の中であり、掘削や引堤の促進で瀬切れは解決できる。」と書いてありますが、ここは結論が本当に出せるのか、江頭委員辺りからコメントを頂ければと思います。連携班の方でも書きましたが、取水等の利水の見直しが必要であると、8番に書いてはありますけれども、瀬切れの部分に関しては、水需要の全体から

見直すことが必要かと思えます。

6番の治水のところもですが、「洪水ポテンシャルは本当に大きいのか」ということの検討も必要と思えますが、実際に姉川・高時川の洪水ポテンシャルはありますので、それをどのように回避するのかということに対する他の治水対策との比較検討が必要であると、一言要ると思えます。例えば、放水路や掘削、遊水池等です。これは明記しておいた方がよいのではないのでしょうか。以上です。

江頭部会長代理

ご質問の件ですが、私が答えられる範囲でいいますと、瀬切れの問題は、村上委員がおっしゃった通り、ここに加えないと、完結できません。人為的な水利用の問題が大きいので、その辺も併せて直して頂きたいと思えます。

三田村委員

3頁の7の「A環境への影響について」の最後の中ポツです。表現の中身をお伺いしたいのですけれども、「姉川の融雪出水と溶存酸素変化について」何の溶存酸素変化で、どういう因果関係があるからデータの蓄積と調査が必要だと書いていらっしゃるのでしょうか。その上の記述のことですか。

寺川委員

この辺について、私は専門的な知識はありませんので、専門家の方から見ると、全体的に言葉足らずになっていると思えます。意見をまとめていく過程で、私の判断でかなり前後を省略させて頂いた部分がありますので、そういったところをご指摘頂いて変えていけばよいと思えます。もしこれでは誤解を生じる、或いは問題があれば、ご指摘頂いて、変えた方がよいと思えます。

三田村委員

わかりました。その上の中ポツを受けていると思えます。冷たい水ですからガスがたくさん溶けますので、溶存酸素が湖底に供給されるという表現だと思えます。

そこのところで私自身わからないことがあります。酸性雪の影響もマイナスファクターとして、泥の上にかぶっていくと湖底堆積物からいろいろな有害物質が溶ける可能性がありますので、その調査もやっておく必要があると思えます。可能性があるということから、コメントしてよいかどうか今まで悩んでいたのです。

仁連委員

私もダム专班に入っていて、何もせずに今頃言うのは失礼なのですが、「3.丹生ダムの目的・必要性について」の1番目のポツで、「ダム計画の目的・必要性を簡単に変えるべきでない」という記述と、その4つ下の「『環境・生態系』保全目的に含める」という指摘があって、両方読むと意味がわからなくなってしまうのですが、どのように理解したらよいで

しょうか。

寺川委員

私も十分理解してない部分もあります。短期間に膨大な意見をまとめておりますので、矛盾する部分等をご指摘頂いて、少なくとも今後意見を出していく上で、整合性のある、一致したものにしたいと思っておりますので、この辺は今後きっちり理解できるようなものにしたいと思えます。

川那部部会長

他にいかがでしょうか。

ダムの問題に関しては、説明資料(第2稿)では全部検討する項目に入っているわけですから、こういう項目は必ず検討して下さいという内容が、中心になって出てくることになると思います。個人の意見はいろいろとあるのは別にしまして。

いろいろな意見を短い時間の中に書いて頂いたわけですが、今回は、第2稿に対する流域委員会としての意見の素案ということで、こういうことを検討して欲しい、これは是非検討すべき、これらを検討しないのはおかしいというようなことを中心に、意見の違っているところについて、これを書くとしたら、こういう意見があったというような形でまとめて頂くとよいと思います。今日はこれで大変結構だと思いますが、次の機会までにはそういう形でダム班も作業部会としても考えて頂くよう、お願いいたします。

寺川委員

補足ですが、まとめておりました弱いなと思っておりますのは、6番の治水です。この辺に対するご意見等が、丹生ダムに関してはあまりありませんでした。それから、3頁の7の「B. 軽減策について」というところで、最後に魚類遡上云々という部分があるのですが、魚の問題もここだけしか出てまいりませんので、全体としてももう少し関連して意見を出した方がよいのではないかと考えています。

西野委員

ダムについてですが、ざっと見た感じでは、否定的な意見が多いわけですね。水位のところの基本的な考え方でも書いたのですが、達成し得る保全効果と起こり得るマイナスの要素を両方、例えば経済効果と治水効果等を対照表にして、こちらはいろいろメリットがあるけれどもこういうところはマイナスだというような比較をしないと、なかなか言えないのではないかと思いますので、そういう比較が必要になってくると思います。

寺川委員

その点をご指摘の通りだと思います。少なくとも議論してきた過程の中で肯定的な意見もあったと思いますし、会場からもそういった意見を出されています。自治体等からもむしろダムをつくって欲しいという意見が強くあるのですけれども、委員会の中で肯定的に

ダムが必要だという意見はあまりないというのが現実かと思えます。かなりそういった意見があれば、私も拾ったと思えますけれども、議論の中では、丹生ダムはどうしてもつくっていかねばならないというようなご意見は少なかったという面があります。

川那部部会長

1、2、3、4、5、6、7、8、9と書いて頂きましたので、これらの点を考えに入れながら、ここはこのように書いた方がよい、或いは今の話のように、ここについてはこういうメリットを入れた上で検討すべき等というようなことも含めて、休憩の後の話になりますけれども、ご意見をどんどん出して頂くようお願いいたします。

江頭部会長代理

西野委員、寺川委員の発言とも関連するのですが、提言には、「ダムは原則としてつからない」とあります。ただ、ダムが必要な場合もあるわけです。ダムがない場合に一体どうするのかという、いわゆる代替案がしっかり出てこない、ダムの有効性も見えてきませんし、ダムは要らないのではないかという議論もできません。ですから、我々琵琶湖部会では、やはり代替案のところをしっかりと検討して下さいということを積極的に提案していかなければいけないと思えます。以上です。

寺川委員

今のご意見についてですけれども、ダムそのものは現実にこれまでつくられてきて、今も存在するので、ダムはどういう結果をもたらしてきたかということは、ある程度それぞれの認識の中にありますし、議論もしてきたと思えます。ですから、もし、今、江頭委員のおっしゃったようなダムの必要性があるというのであれば、例えば、丹生ダムについてどうなのだという時に、ダムが必要だという意見を具体的に出して頂きたいのです。

それから、丹生ダムをつくっていくというのは、国土交通省、或いは水資源公団の方から、それなりの資料を提示なさっておりますので、丹生ダムをつくっていく根拠、或いはダムの必要性、有効性は出しておられるわけです。それを委員がこれまで議論してきて、具体的に丹生ダムという1つの対象に対して最終的にどうなのだというのを考えた時に、こうした意見集約になったということです。最初からダム建設そのものを、つくることを全く考慮せずにただ反対と言っているのでは決してないと思えます。

議論してきた中で、やはりダムというのは、提言にありますように原則としてつからない方がよいと思えます。しかし、いろいろな議論を経て、社会的な合意を得ればもちろんつくれるということですから、決して今回全面的に丹生ダムを否定したわけではなくて、こういった視点に立って河川整備計画をもう一度考えて下さいということです。なおかつ流域委員会の1つの結論として丹生ダム建設についてはやめて下さいということになったとしても、近畿地方整備局の方から、どうしてもここはダムが要するという、きちりとした科学的なデータ、或いは資料が示されれば、我々も納得します。今からそちらの方ばかり議論する必要は、時間的に考えても難しいと思えます。琵琶湖部会としての1つの総論、

各テーマ別部会の意見、或いは議論してきたこと等を踏まえた1つの方向と言えると思います。

村上委員

うまく話せるか自信がないのですが、今、川那部部会長がおっしゃったように、ダムに関してはすぐに結論を出さないと河川管理者もおっしゃっているので、これから議論をして検討していくにあたって、どういうことを検討しなくてはいけないかを出さなければいけないと思います。

ダムがよいか悪いかは、いきなり結論を出せるものではなく、具体的な問題の具体的な検討の中で最終的に出てくるものであるはずで。

手続としては、2段階あると私は思っており、それが正しいかどうかは考えて頂きたいのですが、1つは、丹生ダムで達成しようとしている目的それ自体が変わるのか変わらないのか、それが妥当かという確認の合意形成がまず必要です。

例えば、利水に関しては、確認中という河川管理者からの報告だったので、まずそれが決まってこない、話ができないのであって、まずその合意形成が必要だということが1点です。

その上で、環境のための利水というのを今回提言されているけれども、利水は必要な場合何t要るのか等がまず必要です。次に、その目的を達成するためにどういうことをすればよいのかというのが、代替案の比較があって行われるはずで。

その手続に関しては、住民参加部会の中で山村委員がおっしゃって下さってまして、住民参加部会としてはそれをもとに今までまとめてきています。こういう方法であれば、その目的に対してどれだけ達成できる、どれだけ費用がかかるという形で代替案の検討が行われるわけで、その時に検討すべき項目を出しておくということだと思います。そういう理解でどうなのでしょう。

川那部部会長

いかがですか。検討したいと「河川管理者」がおっしゃっている内容の中には今のような問題は含まれているはずで、私は今の村上委員の意見のように思っています。つまりどのような検討をどのようにすることが必要であると、きちりと言うことが一番大事だと思います。そのことによってオルタナティブ(代替案)がどこまでどのようにいけるのかという議論は、「河川管理者」側から本来出てくるはずのものだと思います。従って、何々を検討してもらわなければいけないというのを一番中心にして出すことが、今の段階では大事だと思います。

村上委員

もう1点です。議論に時間がかかると、間違いなくそれだけ地元の住民の方にも負担がかかります。そのこれまで関わってきたことによる社会的な影響や、今後計画が変更になれば、必ず影響が起きてくるので、それに対してどのように対処するかということが1つ

の大きな課題だと思えます。

寺川委員に質問ですが、地域自立支援法ということを書かれているのはそういうことと思えますが、その具体的なイメージが、今あれば教えて頂けないでしょうか。

寺川委員

嘉田委員はお帰りになられましたか。これは嘉田委員のご意見だったので、嘉田委員に説明してもらった方がよいと思えますが、私も基本的には地域自立の方向は必要だと思っています。今回、委員会としてはダムをつくらない方向ということを確認したわけですが、この間、川上ダムの地元の方からかなり厳しいご意見を頂いていたと思えます。

やはり地元や関係者にとってはひどい話だと思えます。これまで、ダムをつくるためにいろいろ無理を言って推進してきたということがあります。それも30年やそれ以上たってもつくりずに来て、ここに来てやめますと言われたら、怒らない人の方がおかしくらいだと思えます。

しかし、だからといって、もうやると言ってきたのだから仕方がない、地元の人の言われることももっともだと推進していったら本当によいのかは、いろいろなあつれきや思いはあっても、お互いに率直な話をして何らかの結論を出していくことが大事だと思えます。

あくまでも将来にわたって、あの時よい結論を出した、いろいろあったけれども間違っただけでなかった、といえる結論を出す必要があると思えます。そういう視点に立った時には、やはり小異を捨てて大同で方向性を出していく、そういう責任が我々にはあると思えます。

では、もしダム建設を中止するとした時に、地元の方なり関係された方に対して何ができるかと考えた時、それはこうだとはなかなか言えないにしても、それはそれでいろいろなご意見も聞きながら支援していったら、地域がダムに頼らなくても生活していける、振興していくような何かを責任を持って出していくことは、少なくとも必要であると思えます。中身については、具体的にはわかりませんが、一方的につくるのではなくて、関係者も、地元の方も踏まえてつくっていくと理解しています。

村上委員

やはり中身がまだ少しわからないのですが、先ほど私が申し上げたことについて私も1つ意見を出しているのですが、それについて申し上げておこうと思えます。

連携班担当委員からのご意見という形で出して頂いたものを私の意見の中に入れてもらったのですが、各ダムの調査、検討項目の中に、利水や治水に対することはあるのですが、そこに例えば、ある代替案にした場合に起こるだろう社会的な影響や、発生すべき法的な問題等についても列挙する必要があるのではないかと思います。これについては皆さまにご意見を伺いたいと思っています。

検討項目の中に、社会的な影響を入れることによって、例えば変更があったとしたら、どのような影響が起こるかが見えてきて、それに対してどういう対策をするのか、今おっしゃっていたような法律が要する等の検討が入ってくると思えます。そのステップが一段階要ると思うので、それをご意見頂ければということです。

もう1つは、ダム事業自体はまだ完成していないわけですが、計画が生じた段階で地域社会には非常に大きな影響が起きています。これを評価できるのか、経済的な影響を計算できるのかわからないけれども、少なくともいろいろな意味で負担がかかっているはずで、それを何らかの形で評価できないかということがずっと悩みとしてあって、どうしたらよいか私もわからないのですけれども、ダム事業の検討をする上でしなくてはならないことと思います。それが河川整備計画を考える上での手続なのか、全然違う手続の問題なのかはわからないのですが、それを皆さまに考えて頂けたらと思っています。

川那部部会長

特にお答えになることありますでしょうか。

今のお考えは、こう考えて、こういうふうには検討班として書くべきと言って頂く方が積極的になって、議論ができると思うので、今後そのようにお願いしたいと思います。

また、寺川委員が先ほど引用された川上ダムのことについて書かれたものは、私は極めてあたり前のお考えだと思います。進むも地獄、とどまるも地獄と書いてらっしゃるわけで、決して、どちらかが極楽で、どちらかが地獄とはおっしゃっていません。どちらも大変に困った問題というお答えなのです。やはりそれが現実の姿ではないかというのはわかります。

そのような状態を考慮したうえで、具体的な問題に関して我々は、「河川管理者」が出してこられたものに関して、そこはどのように整合的でどうであるかということをお答えすることが大事であり、どちらも大変なこととおっしゃるのは、感覚的には極めてあたり前のことのように思います。

もう1つ、ダムと水位のことにも関連して出てくる問題ですが、例えば丹生ダムについて琵琶湖の水位というよりは自然環境に対する影響について議論が行われていますけれども、これは今後の検討の中で一般的な議論があったのでは話にならないわけです。

例えば、水位に関して従来初夏に起こることがあって、それが望ましいということであれば、その時期に何故それが役に立つのかという議論があるはずであり、或いはそういうことが起こるのは渇水なのか豊水なのか、平水の時にそれが成り立つのかというようなことが、今後検討されるに違いないと思います。例えば検討項目のところでは、いろいろなダムの問題について従来全く考えていなかったわけです。これは私個人の意見です。自然環境の保全に関するような問題を目的の中に入れておくこと自身は、高く評価した方がよいと思いますけれども、そのことが具体的にどのようなになっているかは、検討の中で必ず出して頂かないといけませんので、検討という項目で大事であると思えば、細かいところも書いて頂き、もっと大きなところも書くという形で出していくことが必要と思っております。

と言いかけたところで、済みません、今度は部会長として、連携班、水位班、ダム班をあわせてのご意見を頂きたいと思っています。個々のことでも構いませんし、今改めて連携の話が出てきてもよいのですが、いかがでしょうか。

意見が出なければそれでよいのですが、どこかで少し休憩させて頂いて、休憩が終わっ

た辺りで一度一般の方々からのご意見を承りたいと思います。休憩前に、ワーキンググループからのいろいろなご意見が出てきたところでの3つあわせた討論はありませんでしょうか。

その前に中村委員、ワーキンググループの全体の長として何かありましたら、お願いします。

中村委員

今回の作業は、基本的には今おっしゃられたように分けて、個別の班の中でも論理的な整合性がないところもあわせて出しましょうということにしました。全体像としてどういう課題があるのかということまででしたので、これから同じ課題の中で論理的に整合しない部分はどうかということと、課題分野間で関連すること、或いは一方を立てれば一方は立たないというような部分を、どのように整理して検討課題にしていくかが作業になると思います。

特に難しいのは、利水の問題が量的によくわからないということと、治水の技術的な問題、或いは制度的な問題、国と県の治水事業の関連、その辺りを今後どのように河川管理者、或いは自治体等で整合させていくのか等がわからないまま進めていくこととなりますので、その辺を琵琶湖部会としてどのようにうまくとりまとめて河川管理者の方に、提言との関係も含めてうまく提示できるかが問われてくると思います。従って、今川那部部会長がおっしゃられたように、今度は班同士が連携しながらやることが重要になってくると思います。

川那部部会長

では、3つの班をあわせたところで特にご意見がなければ、ここで休憩をさせて頂いてよろしいでしょうか。15分か20分かくらい休憩をさせて頂いてはどうでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、3時半再開ということではよろしくお願いいたします。

〔休憩 3:10~3:33〕

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、3時半を過ぎておりますので、只今から審議を再開いたしたいと思います。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

川那部部会長

それでは、ここで最初の予定どおり、一般傍聴の方からご意見を賜りたいと思いますが、委員の方、それでよろしいですか。

それでは、そうさせていただきます。本日は傍聴ありがとうございます。どのようなことで

も、先ほどの議論したような内容でもよろしいです。

河川管理者(滋賀県 土木交通部 河港課課長 澤野)

滋賀県河港課課長の澤野と申します。

本日議論された水位検討班の論点の中で、「比較的小規模な洪水についても、ある程度の許容を流域住民に理解してもらおう工夫があってもよいのではないか」、「洪水被害は急激、壊滅的なものでなく、人命にさほど影響をしないものについて、浸水補償とか移転の促進、輪中堤の建設等を提示してはどうか」ということが載せられていました。

流域委員会の提言の中間とりまとめについて、昨年7月31日に県知事として意見を出した時も、趣旨は若干違うのですが、「浸水を許容する、溢水を許容するという考え方については、浸水頻度に対する地元の合意形成、浸水した場合の責任と補償等十分な議論が必要です。」というような意見を述べております。

それについて、7月3日、この前の流域委員会でも別の意味で問題点を指摘させて頂いたこの黄色い冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」の中で、「当委員会では溢水を想定しているわけではない、浸水、冠水する頻度が高い地域については当然整備を行い、被害を軽減させるべきだと考えている」ということでした。当初、中間とりまとめでは、この時は破堤と溢水との優先度の話ということで意見を述べたのですが、その後「一般及び自治体からのご意見をもとにご指摘の点について誤解のないよう表現を追加して提言に反映している。浸水、冠水する頻度が高い地域について当然整備を行うという考え方です。」という回答を7月3日に、県としては7月4日に受け取ったのですけれども、頂いています。

そのような中で、今回のこれはどういう趣旨でこういう話になってきているのか理解に苦しみます。また、「治水についてはだれのためにだれがどこにどの程度浸水を許容させるのかといった受益、責任、補償等に関する議論を行い、その実現性についてよく吟味する必要があります。現時点ではこうした議論が行われておらず、提案としてとりまとめる段階にはないと考えます。」という昨年7月31日の段階でも述べた意見を再度申し述べさせていただきます。

傍聴者(野村)

「関西のダムと水道を考える会」の野村です。

私どもの会は、5月16日に近畿地方整備局から出されました、丹生ダム、大戸川ダム計画の見直し案説明資料を読みまして、近畿地方整備局に対し、丹生ダム環境改善容量についての質問という形で質問書を出させて頂いております。まだ今の段階ではご返事は頂いていないのですが、私どもはこの内容について自信を持っておりまして、今日の配付資料の中には出てないのですが、先日の委員会までの配付資料にはつけて頂いたようなのですけれども、まだお読みでない方もあると思いますので、ざっとご説明をさせて頂きたいと思っております。

今回出されました丹生ダムの計画案におきましては、環境改善容量が8,000万m³から1

億m³ (質問では約 9,000 万m³ と表現させて頂いております) と、圧倒的に大きなウエートを占めております。一部高時川の瀬切れも対象となっておりますが、主として琵琶湖の環境改善、特に魚類の産卵期に対する水位低下に対する対応と、8 月から 9 月の異常渇水について書かれております。これについて 4 つ質問を出しております。

1 つは、仮に丹生ダムを造ったとしても、この改善容量が必要になるのは空梅雨の時だけであるということです。今年のように、通常の雨が梅雨の時期に降った時には、殆ど何の必要性もないということが 1 点です。

質問の 2 点目は、空梅雨の年であったとしても、この資料によりますと、産卵のピークである 5 月から 6 月には丹生ダムから水を流し出すことはできないということです。瀬田川洗堰の操作規則が優先するということで、5 月の半ばから 6 月の半ばにかけての 1 カ月間ですが、この最も大事な時に丹生ダムは機能することができないのです。6 月の中頃、今年は雨が降らない、琵琶湖の水位が下がってきたということになって、やおら水を流し始めることができる、ということなのです。

3 つ目ですが、8 月から 9 月に琵琶湖の水位が 90cm、1m と下がると、いわゆる異常渇水ということですが、これについても説明資料をざっと見ますと、何となくこの時にも機能してくれるように思ってしまうのですが、よく考えますと空梅雨ですから、6 月から 7 月の梅雨期に殆ど雨が降らないということで、その時に丹生ダムの水を流し出すわけです。この水位効果は約 14cm しかありません。ということは、この時に殆ど全部この 9,000 万 t を流し出しているはずで、7 月から 8 月にかけて、梅雨以降の夏に雨が降らないからこそ琵琶湖の水位が 90cm、1m 下がるわけですから、この時に丹生ダムの流域だけ雨が降ることはまず考えられません。ですから、異常渇水といっても、この時にはもう既に丹生ダムは殆ど空っぽのはずなのです。ですから、これに対する効果も殆ど考えられないと思います。

最後にもう 1 点ですが、昭和 14 年の異常渇水ということでシミュレーションがされていまして、これがこれまでで最もひどい渇水であり、これに今の淀川下流部等の水利用を計算に入れてシミュレーションすれば、琵琶湖の水位は 1m50cm を 6cm 下回ってしまう、約 1m56cm まで水位が下がるというシミュレーションでした。1m50cm というのは利用低水位ということで、滋賀県と下流の間でこれ以上はよほどでないとは下げないという強い取り決めになっている水位ですが、それよりも下がってしまうということになります。これを防ぐためには 9,000 万 t をどこから琵琶湖に流入させなければならないということを行っているわけですが、このシミュレーションにおいては、淀川の下流部の農業用水の取水が正確には反映されていないと思います。つまり、慣行水利権丸々全部淀川下流部では取水する、そういう前提でのシミュレーションになっているのです。実態は半分くらいしか取水しておりませんので、それを考慮すれば大きく変わって、150cm から少し下がる程度で済むはずなのです。

以上がその 4 点です。要するに、この丹生ダムの最大の容量である環境改善容量は、以上の理由で必要性が薄いと私どもは考えております。環境というのであれば、最大の問題は瀬田川洗堰の操作規則ではないかと思っておりますのでこれについての議論を十分にやって頂

きたいと思います。この操作規則を改めるには、何をしなければならないのかということで、下流の流下能力等の問題だろうと思いますが、その辺の議論を十分にやって頂くのが琵琶湖の環境を考える上での本筋ではないかと思います。よろしく願いいたします。

傍聴者(藤田)

大津市の藤田です。

今日配られた資料2-2のダム班の検討なのですが、**「1.丹生ダムを中心とするダム計画に対する河川整備計画全般について」**の3点目にある点で、**「琵琶湖総合開発特別措置法と改正河川法の関係が不明確である。25年に及んだ琵琶湖総合開発の大事業がどのような結果をもたらし、新河川法はその教訓を生かしたはずであるが、具体化においてなお不十分である」と**書かれていますけれども、この真意はどこにあるのかということです。特に関係が不明確であるというのは、何が不明確なのかということです。**「なお不十分である」と**いうのは、何が不十分なのかははっきりと示して頂きたいと思います。単に読まれただけなので、この辺がよくわかりませんでした。

それから、次の4番目の点で、**「ダム計画は当該地域が連綿と続いてきた歴史の破壊でもある」と**書いてあるのですが、何が破壊なのかを説明して頂きたいのです。

6番目に**「自然、社会、文化的条件を背景として、治水、利水、環境からなる3つの条件をいかに満たしながら」と**書かれていますのですが、この委員会は環境が先に来て、環境、治水、利水と書くのが合意された事項ではないかと思います。この書き方は流れからいって、おかしいのではないかと思います。以上です。

もう1つ言いたいのなのですが、このダム班についての検討というのは、ダム計画を敵視していると思います。もっと優しい目でダム計画というものを考えたらよいのではないかと思います。以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。他にご意見はありませんか。

それでは、委員の話を見せて頂きたいと思います。最後の方がご質問になったのは、先ほどから議論しておりますように、ダム班がまとめた資料がいろいろな意見をそのままある程度まで集約したという形なので、責任が検討班の副班長にあるとは思いませんけれども、寺川委員、何かお答えになることがあればおっしゃって頂きたいと思いますし、なければそれで結構です。

寺川委員

ご指摘頂いた部分等は、今具体的にお答えはできかねます。私もダム班のまとめとしてできるだけ多くの方のご意見を資料に集約していくことのでしておりますので、私の個人的な考え方はありますけれども、今のご意見等については、できるだけ班の中で、或いは部会として検討した上でお答えした方がよいかと思います。

川那部部会長

他の方のご質問、ご意見がありませんので、今意見を言われた方はその文章についてどのようにお考えか、もしありましたらおっしゃって頂けませんか。なければもちろんそれで結構です。今はご質問の形でしたから、そうではなくてこういうことではないかというご意見があれば追加しておっしゃって頂いても結構ですが、いかがでしょうか。

傍聴者(藤田)

今説明しろと言われるのは琵琶湖総合開発の関係ですか。

川那部部会長

琵琶湖総合開発が不明確であるというのはどういう意味かというご質問を頂いたのですが、それに対するお答えは、これを文書としてまとめて頂いた寺川委員の方からは特にこれから議論していくということだったわけですが、藤田さんの方からはここは不明確であって、本当はこうであるというご意見がありましたらおっしゃって頂けますか。最後のところは環境、治水、利水と書くべきだとおっしゃったので、そういうご意見だというのはわかるのですが、あとのところで何かありませんでしょうか。例えば、ダム計画は当該地域で連綿と続いてきた歴史の破壊でもあると書いてあるのですが、それについてはどうだということがありますか。

傍聴者(藤田)

不明確ということと不十分ということが、何でそう書かれたのかわからないもので、書かれた趣旨に対して聞きたかったわけです。

川那部部会長

わかりました。意見を書かれた方がここに全員はいらっしゃらないのですが、特にその点についてご意見、答えて頂く方があればお願いしたいと思います。

寺川委員

今藤田さんの方からご質問を頂いている部分について私が考えますところを話させて頂きますと、不明確、不十分という部分については、どこどこが不明確であり不十分であるというのは難しいと思います。ただ、これまでの1つの大きなくくりとして琵琶湖総合開発というのが25年間、相当大きなお金を使ってやってきたということがあります。それが平成9年に河川法の改正で、これまでの河川の問題だけではないかもわかりませんが、1つの方向が出されてきたと思います。そういったことは一体どのように関わり、どこをどのように直していくのかという辺りが今回の河川整備計画の中にどのように反映されたか、委員から見てもわかりにくいということです。

河川法の具体化についても、これはむしろ今藤田さんにご指摘頂いた治水、利水、環境の順序で、環境が一番に来るのではないかということは確かにそのようにすべきではなか

ったかと私も思っているくらいで、この1番最初に書いていますように、今回の淀川水系流域委員会の提言を見て頂きますと、環境と住民意見の反映ということが非常に大きなテーマになってきているわけですが、そういったものが河川整備計画の中に反映されているかを総論的に見ますと、まだまだ行き届かないところが多いと言えます。

それから、ダムを敵視しているのではないかというご指摘もあったのですが、決してそういうことはありません。ダムは原則としてつくらないという方向は出しましたけれども、ダムをつくっていく手続上の問題等については、きちり示しているわけですし、ここに整理して書いているものもそういった側面は十分反映していると思います。

川那部部会長

それでは他にご意見がなかったら、そうさせて頂きたいと思います。

傍聴者(藤田)

私は湖北であった意見を聞く会に行ったのですが、その中でも住民にはダムを早くつくって欲しいという意見がたくさんあったと思います。ダム班の資料には淀川水系流域委員会の提言が反映されたものとは言いがたい内容であるとして書いてありますけれども、提言を受けて河川管理者は河川整備計画のダムをつくるということで提案したと思います。住民参加というのは、先般開かれた時の住民の意見を反映して提案したものとは限らないと思いますけれども、少なくとも地域の住民には支持された計画だと思っております。それをこの委員会は提言が反映されたものとは言いがたい内容だということに少し異議があります。

川那部部会長

ありがとうございました。ご意見として承っておきます。

それでは、一般傍聴の方のご意見はこれで終わりにさせて頂いて、先ほどの休憩前の話と、今3人の方からご意見をお伺いいたしましたけれども、委員の中でそれも含めてご議論になることがあればお願いしたいと思います。

西野委員

先ほど滋賀県の澤野課長から、水位班の5頁の論点の5と6が、流域委員会の中間とりまとめと違うというご意見があったのですが、先ほども申し上げましたように、これはあくまでも論点の整理ですので、こういう意見が出ていたということで、水位検討班全員の意見ではないということだけご了解頂きたいと思います。

川那部部会長

他に何か、委員同士で議論をなさることはありませんか。ご意見がなければ、次の項目に入りたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

今後の予定についてですが、私の知っている限りで申しますと、まず第1番目は明日、

伊香郡民会館で一般意見聴取の会があります。たしか 1 時半からで、前の琵琶湖部会で決めて頂きましたように、部会として一般意見聴取の会をやりたいということになりまして、有志の方に準備して頂きました。「若者の」ということであつたと思いませんけれども、それが明日開かれます。定足数はありませんけれども、是非委員の方にご参加頂きたいというのが 1 番目です。

一般意見聴取試行の会がもう 1 つあるという話があつたと思いますが、庶務、その辺で何か説明して頂くことはありますか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

前々回の琵琶湖部会の一般意見聴取試行の会を、まず琵琶湖の上流の方で 1 回やるということと、もう 1 回大阪近辺の下流でもやりたいということで、琵琶湖部会の方ではその会議を開くことに関しては承認されたと理解しております。そして、下流の淀川の方でも開くということで、川那部部会長の方から淀川部会の寺田部会長の方に合同で開催してはどうかという申し入れをして頂いておりまして、淀川部会の部会長にはご承認頂いております。部会での正式な決定はまだ経ておりませんが、一応内諾という形で合同開催の方向で今決まりつつあるという状況です。淀川部会の方からも有志の方に何名か出て頂いて、琵琶湖部会の有志の方と企画を今後詰めていきたいという状況になっております。

今、候補日としては 8 月 30 日に大阪周辺で行う予定で推し進められております。詳しい内容については今後詰めていくということで、現状のご報告はこの程度です。

川那部部会長

前回の時にご相談をいたしました件ですが、琵琶湖部会としては他と同じように部会として一般意見聴取の会をやるのが大事であるということで、有志の方をお願いするという事まで決めておりましたが、淀川部会の方も同じような形でやって頂けそうだとこのようです。当然ながら両方の部会でやりますので、有志としてどのようなものを考えていくかについては琵琶湖部会が押しつけるのではなく、淀川部会と両方で考えて頂く形になるようです。8 月 30 日土曜日の恐らく午後だと思いませんけれども、琵琶湖部会の方も、これも定足数のあるものではありませんが、たくさんの方に参加して頂きたいというアナウンスです。

では、今日以後どのようにするかという問題ですけれども、先ほどからもご討議がありますように、資料 2-2 の「検討班の状況報告」というところでは各検討班の代表が意見がある程度まで集約して頂きましたが、その中には少しずつ違っているような内容もありますし、現在までの段階では 3 つの検討班が独立して議論をしてこられており、その 3 つを合わせてどうかというものはありませんので、そのような検討もして頂く必要があると思います。

全体的なスケジュールから申しますと、9 月 5 日の淀川水系流域委員会では、部会としての意見がある程度までまとめたものを委員会に報告することが義務づけられております。従って、8 月 25 日に開かれます琵琶湖部会においては、そのことについての議論をしなけ

ればなりません。そういう意味で、それまでに作業部会としていろいろな議論をしてまとめておいて頂かなければならないということになります。

河川整備計画説明資料(第2稿)については従来いろいろなことが議論されておりましたけれども、その第2稿の具体的な整備内容シートとして、7月10日付で分厚い資料が来ています。今日、委員の方には琵琶湖部会に関するものを庶務でつくってもらっているのですが、その個々の内容について、ここに書かれている琵琶湖部会に関連するような内容についても、特に意見があるものについては、議論をある程度までしておいて頂く必要があります。

従って、説明資料(第2稿)だけではなくて、この厚い第2稿に関わる具体的な整備内容シートについても、各委員は関連のところを十分に読んで頂いて、意見を作業部会に出して頂くことが要請されますので、よろしく願いいたします。もちろん、こんなところでよい、或いは特に意見を言わないという問題については何も言う必要はありませんが、問題と考えるものについては、個々の具体的な内容について議論をして頂かなければならないと思います。

8月25日にある程度のものが事前に配られて、皆さまが検討するとなりますと、その前にいろいろなやりとりをしなければなりません。ちょうどお盆休みで庶務の方は休暇に入る時期でもあります。ということは、8月のかなり早い時期までに一応の締め切りということで皆さまにご検討を頂かなければならないと思いますが、何とかそれをお願いしたいというのが1番目です。

2番目には、これは作業部会の長である中村委員に全てお任せするわけですが、中村委員が必要とお考えであれば、そのように意見を出して頂く前後で、作業部会の長はもちろん、それ以外の方にもできるだけ集まって頂いて作業部会を開くことも必要かも知れないと思っています。開くとすると8月4~8日の週辺りと思いますが、この辺のことについては中村委員に、必要であるかどうかも含めてお任せしたいと思っています。何かご意見がありますでしょうか。或いは中村委員の方から何かありますでしょうか。

中村委員

今日の部会でいろいろご意見を出して頂いたことも含めまして、追加的な各班での整理と、若干ではあると思いますが、班同士のやりとりを8月の早い段階でやりたいと考えています。ですから7月いっぱいくらいまでに整理を終えるように私の方からお願いしたいと思います。その後若干整理をした上でもう一度各検討班、或いは各委員の方にこういう形でさらに整理して欲しいということを出して、4日から8日くらいの間で日程調整をして、なるべく多くの委員の方に出て頂いて、今度はどちらかという各班的関連のことを、整合性のことも含めて作業をとりまとめたいと思います。10日くらいまでには庶務と作業が集約できるようにしたいと思います。

あくまでも目的は、河川管理者の方にこういう観点でさらに計画の中身を詰めて頂きたい、或いは部会の方で不十分と考える分については新たにこういうことをやって頂きたいということをお願いするわけです。しかし、他のテーマ別部会の治水部会、利水部会、環

境・利用部会での議論で十分詰まっていなくても背景に抱えながら議論を整理していくこととなります。従って、依然として河川管理者の方をお願いする中身についても、具体的にここをこうして欲しいという話の部分、整備シートについて実施するという部分について、実施するならこうして欲しいということが言える部分と、検討するという部分についてはどういう検討をして欲しいという部分とに分かれるのですけれども、特に後者については検討の仕方も含めて不確定な情報、バックグラウンドを踏まえた上での提言の整理になるかと思います。それも含めて作業を進めていくと思います。

川那部部会長

資料3を見て頂きますと、8月25日、つまり琵琶湖部会が開かれる日の午前中に環境・利用部会、午後に治水部会、その数日後の28日に住民参加部会、9月2日に利水部会というように、次の9月5日の委員会までにテーマ別部会が開かれる状態です。中村委員がおっしゃったように、琵琶湖部会としてそれを全部受けてということにはなりませんから、問題もあると思いますけれども、議論を進めて頂きたいと思います。

これはあくまでも作業部会ですので、委員の皆さまが一致して「河川管理者」に言いたいということは、そのようにまとめて頂ければよいのですが、ある部分について意見が違う場合、この部分についてはこういう意見とこういう意見があったというように、複数とりまとめて頂いても結構です。それこそ部会で議論しなければならぬ問題だと思います。ある程度まで議論して詰めて頂くことももちろん必要で、そろそろ出てきても困りますけれども、複数の意見が出てくることは当然ということをご理解頂いた上で、相互に討論をして各検討班の意見をまとめて頂ければと存じます。

作業部会としてまとめて、琵琶湖部会へ持っていく手順、その他のところについて何かご意見はありますでしょうか。

西野委員

先ほど指定水位のところでは指摘されたように、これは共通理解なのか、それとも比較的意見が分かれるところかというのは、例えばメンバーの皆さまに琵琶湖部会全体としてどうなのかということで、質問というか、そういう形で出させて頂いてよろしいでしょうか。

川那部部会長

その辺は、中村委員がお考えになることだと思いますけれども、私としては、意見交換の中で様々な意見が出てくるのはあたり前だと思いますので、作業部会のリーダーや検討班の班長からこの点についてはどうかとお聞きになることは結構なことだと思いますが、中村委員、それでよろしいですね。

中村委員

今日終わった後に、少し論点の整理をしないといけないと思います。西野委員のご意見のように、議論を詰めた上で判断しないといけないものについては、一度会合を持たせて

頂きたいと思います。その会合までにこれとこれは非常に重要な点であり、もう少し班を超えた議論、或いは班の中での議論も含めて整理した方がよいものを絞って、そういうものについては検討会の会合で作業することになるかと思います。

川那部部会長

そういうことでよろしく願いいたします。

琵琶湖部会そのものも部会ですので、最終的には委員会で議論をし、そこで必要な場合は少数意見ということもありますから、そういう意味では異なる意見があるものについては、少数、多数は琵琶湖部会だけの問題ではありませんので、そのこともお考えの上で複数のご意見を出して頂いても構いません。

私ごとで申し訳ないのですが、私は明後日からしばらくおりませんので、その間は部会長代理の江頭委員に作業部会との関連でどうしても指摘しないといけないところはお願いしたいと思いますが、江頭委員も途中いらっしゃらないこともありますので、実質的には江頭委員とご相談の上で中村委員に全部お願いしないといけないと思いますが、その点もお許し頂きたいと思います。

この大きな整備内容シートを全部見ないといけないので、夏休みには相当な労力がかかるとは思いますけれども、よろしく願いをいたします。

その件については、他に何かご意見を頂くことはありませんか。

中村委員

委員の方にお願いですけれども、整備内容シートの方で具体的に管理者の方が事業を実施すると書かれているものについて、既にご意見を出されていることもあろうかと思いますが、さらに実施の場合こういう形のことが課題ではないか、或いはこういう配慮が欠けているのではないかということについて、大至急検討を進めて頂きたいと思います。

それから、「検討する」の部分が、今回3つの班で出して頂いた課題の整理とあわせてどういった検討の方法を要求していくのか、或いは今日の議論を含めて新たに検討の範囲や対象、或いは各班に関わる部分について、できるだけ整理して頂いて、班のリーダーを通して私の方になるべく早い段階でその情報が来るようにして頂くと、8月初頭の作業部会で整理ができて、効率的に議論が進められると思いますので、よろしく願いします。

川那部部会長

中村委員にはっきりとおっしゃって頂いたのですが、繰り返しますと、「実施」と書いてあるものについては、その通りなのか、変えてやるのか、「実施」ではなくて「検討」に戻すべきであるのか、具体的な問題を出して頂かないといけません。

「検討」と「河川管理者」がおっしゃるものについては、逆に実施すべき、或いはこのようなことを検討しなければならない、ということがあります。

実施の方が時間的に早く議論しなければならない内容ですので、「実施」とされているものから始めて頂くとよいと思います。よろしく願いいたします。

寺川委員

この大きな整備内容シートをこれから検討して、何らかの方向性や結論を出していくには、かなり時間や労力が要ります。進め方としまして、全部見るとなるとかえって集中できないので、手分けして検討してはどうでしょうか。ここでだれがどうという議論はせず、得手、不得手もありますし、リーダーの判断で決めていただいきたいと思います。それを出して全体での議論や班の議論になるわけですし、そういう方向を早急に出して頂いてやっていけないことには、全部見て意見を出せと言われると厳しいという感じがします。

中村委員

庶務の方で、この河川整備計画の琵琶湖部会に関わる部分について今資料をつくって頂いていますよね。それとあわせて進め方をまたご報告、ご連絡させて頂くとしたいと思います。庶務の方から今のことで何かありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

皆さまのお手元に置いています色つきのマーク入り資料で、琵琶湖部会関連の事業をピックアップしておりますので、これをベースに中村委員と相談をさせて頂いて、早急に分担を決めて皆さまにお知らせしたいと思います。

川那部部会長

では、そういうことでよろしいですか。

大事なことですので、そのようによろしく願います。

それでは、庶務の方で、今後の予定その他で言ってもらうことがありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

特にありませんが、次回は8月25日月曜日午後3時半から6時半ということで部会を設定しておりますので、参加のほどよろしく願います。

川那部部会長

委員の方、他に今日はありませんでしょうか。

寺川委員

早速ですが、明日、木之本の方で第2回目の試行の会があるのですが、そのことについてももう少し具体的に報告しておいてくれませんか。発表して頂く方や、あとの懇親会のことも報告しておいてくれませんか。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

明日木之本町の伊香郡民会館で一般意見聴取試行の会を開催いたします。一般の方から

意見発表を公募いたしまして、その中から明日は5名の方から発言頂くことになっております。また、村上委員も発表頂くということで、全部で6名の方から発表頂くことになっております。

明日は1時半から5時までということで、前半はそれぞれの意見発表と質疑応答、後半は自由討論という形で、一般傍聴、委員の方、意見発表の方、三者交えて意見交換を行う予定になっております。

意見発表予定者もお伝えしておきますと、伊吹様、杉本様、永井様、中田様、藤井様の5名となっております。

終了後、懇親会を予定しておりまして、委員の方、発表者、或いは一般傍聴の方でご参加を希望される方にはご参加頂ければと思います。

以上です。

川那部部会長

それでは、「河川管理者」から特におっしゃることはありませんか。

河川調査官(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

もうご案内したかと思いますが、この分厚い整備内容シートについて、基本的には前回の第1稿の整備シートを充実させたものであって、第2稿に対する整備シートとして見て頂けたらということで、初めの方に別紙という形で見方が書いています。具体的に申し上げますと、第2稿の5章のそれぞれの項目ごとに、例えば環境ですと「環境 - 何番」という番号が振っています。その番号が具体的な整備内容シートの1/4の左上の頭に来ている形になっています。「現状の課題」、「河川整備の方針」、「具体的な整備内容」というマスのところは、基本的に説明資料(第2稿)の「現状の課題」、「河川整備の方針」、「具体的な整備内容」より転載という形になっています。その下、或いはその2/4頁、3/4頁、4/4頁に説明資料に記載していない具体的な事項を記載しているという形です。そういう形で見て頂けたらと思います。

それと、スケジュールのところ、「検討」のものは検討で終わっております。これは検討しかないということでもないし、実施が決まっているということでもないで検討で終わっているということです。この辺はご理解頂いているかと思いますが、そういうことで理解して頂けたらと思います。

お時間がありましたのでご説明させて頂きました。

川那部部会長

それでは、他にないようでしたら、久しぶりに時間内に終わらせて頂きたいと思います。作業部会の方があと少し残ってということになるかも知れませんが、部会はこれで終わりにさせて頂きたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これもちまして第 24 回琵琶湖部会を閉会させて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。